

遺産影響評価の枠組み

事業計画地別の取り扱い

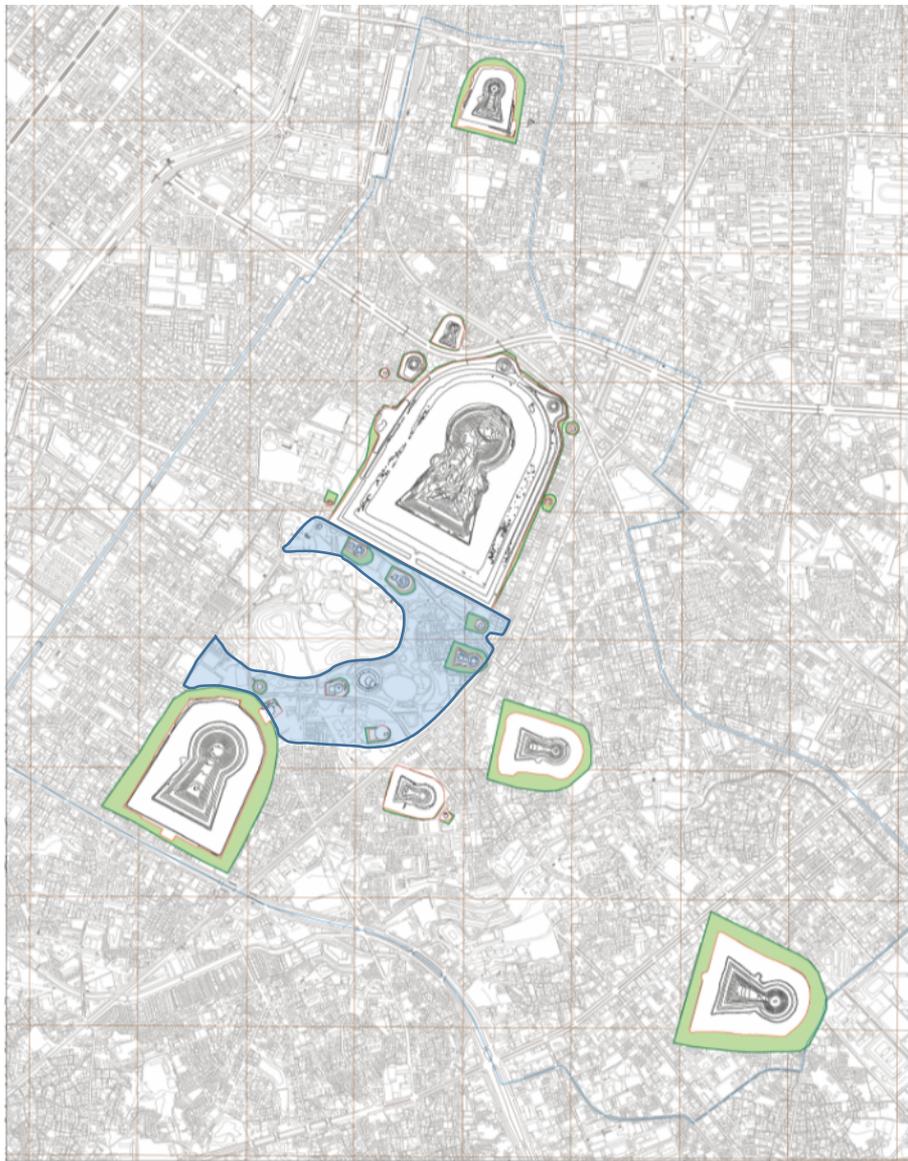
位置	事業計画地	想定事業例	想定される取り扱い	
資産	資産内 (価値そのものの所在地として最も慎重に保存管理するエリア)	- 「整備」活動／工事	- 文化財保護法に基づく現状変更許可申請	- 必要に応じて ^{6) 7)} 、HIA詳細分析を実施
重点ゾーン 緩衝地帯	資産に準じるものとして一体的に保存するエリア 史跡第3種地区 ¹⁾ 、大仙公園の特別なエリア ²⁾ (資産外でも特に丁寧な取扱いを要するエリア)	- 公園の開発・整備の計画 - 大仙公園整備基本計画 - 羽曳野市役所建替え - その他大きな影響が生じる可能性がある事業 ³⁾	- 景観協議 ⁴⁾ [制限1～3次頁の表を参照] - 環境影響評価の評価項目 ⁵⁾ “文化財”で属性に基づき世界遺産への影響を評価	
	上記以外 (巨大古墳の巨大さが感じられ、多様な古墳の静寂さや雄大さが感じられる景観を保全するエリア)	- 公園の開発・整備の計画 - 展望場所の新設・改修	- 景観協議 ⁴⁾ [制限1～3次頁の表を参照] - 環境影響評価の評価項目 ⁵⁾ “文化財”で属性に基づき世界遺産への影響を評価	
	重点ゾーン以外の緩衝地帯 (濠越しに巨大古墳を眺望する際の景観、多様な古墳の静寂さや雄大さに調和する景観を保全するエリア)	- 南海鉄道高野線の高架化事業	- 景観協議 ⁴⁾ [制限4～6次頁の表を参照] - 環境影響評価の評価項目 ⁵⁾ “文化財”で属性に基づき世界遺産への影響を評価	
緩衝地帯外	緩衝地帯の外側	- 大規模 (= 環境影響評価対象／景観計画に定める大規模建築物等の新設等) 事業	- 景観協議 ⁸⁾ - 環境影響評価の評価項目 ⁵⁾ “文化財”で属性に基づき世界遺産への影響を評価	

緩衝地帯の制限区分

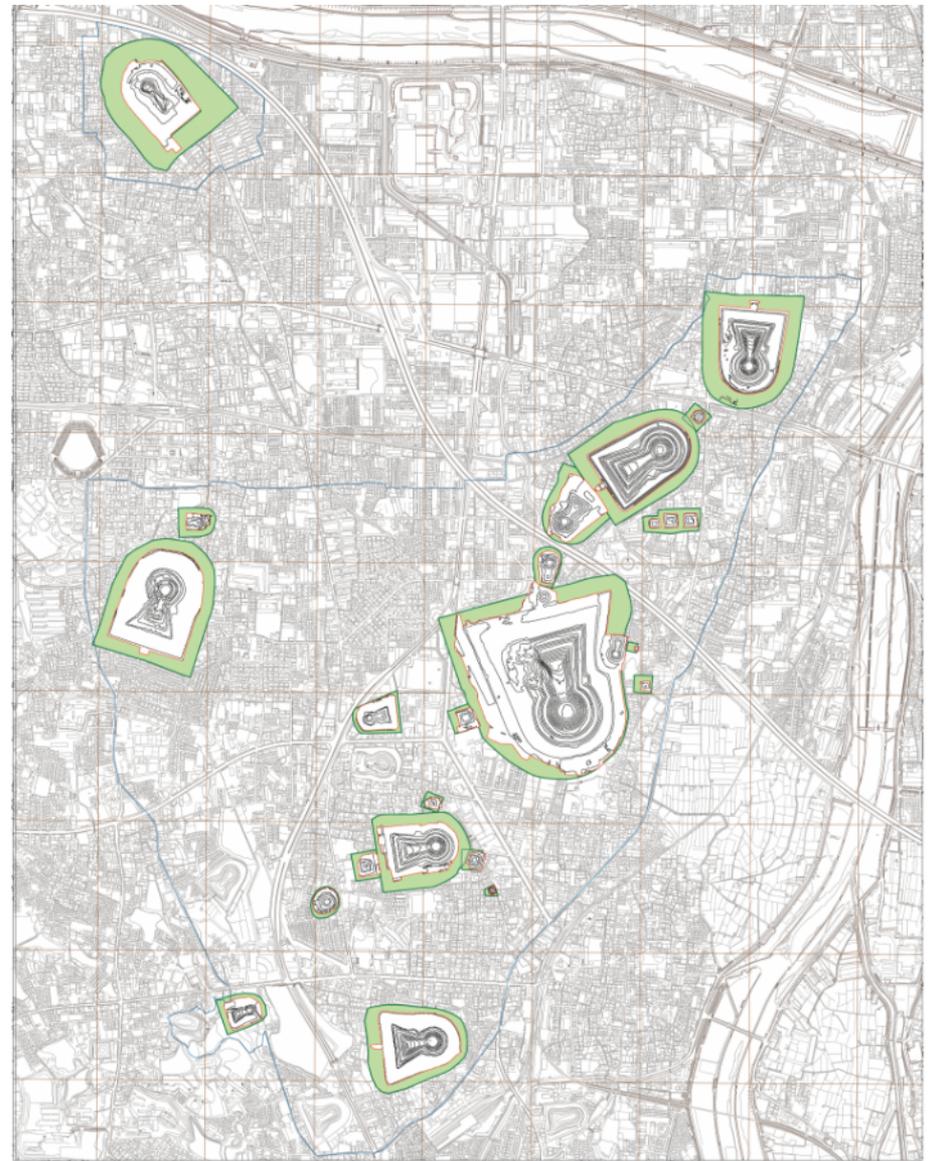
制限内容	緩衝地帯	
	重点ゾーン	
建築物の高さ制限	10mまたは15m以下に制限 [制限1]	31m以下に制限（百舌鳥エリアの一部で45m） [制限4]
建築物の色彩等の形態意匠の制限	すべての建築物について、規模に応じた色彩等の形態意匠を制限 [制限2]	小規模を除く、建築物の形態意匠を制限 [制限5]
屋外広告物の大きさや高さ等に関する制限	原則掲出禁止 [制限3]	用途地域に応じて、広告物の大きさ、高さ等の制限 [制限6]

註

- 1) 史跡指定地・陵墓治定地外において資産に関する遺構が広がる可能性があり、将来的に史跡の指定や範囲拡大等の措置を検討する範囲。2) 改定中の大仙公園基本計画のゾーニングに基づき、エリア2を対象として取扱いの詳細を検討している範囲。
- 3) 別途対象選択基準・要件（規模等）の検討が必要。
- 4) 景観法、景観条例、建築基準法、屋外広告物法、屋外広告物条例による事前協議、認定、許可及び審査等の手続きを総称。
- 5) 下記により規定。
大阪府告示『環境影響評価及び事後調査に関する技術指針』
堺市告示『環境影響評価技術指針』
- 6) 学術委員会の助言の下に幹事会において検討し、百舌鳥・古市古墳群世界遺産保存活用会議で実施を決定。
- 7) 資産に直接関るもの以外の重要遺構は、文化財保護法に基づき史跡指定や範囲拡大の措置を検討する。
- 8) 市域全域にかかる景観計画により、大規模建築物等の新築、増築、改築等の行為においては届出が必要であり、行為の制限（景観形成の基準）を設けて景観誘導を行っている。広告物については、用途地域に応じて広告物の大きさ、高さ等を制限している。



- 凡例
- 構成資産
 - 緩衝地帯
 - 資産周辺の埋蔵文化財包蔵地



- 凡例
- 構成資産
 - 緩衝地帯
 - 資産周辺の埋蔵文化財包蔵地



史跡・陵墓（予定）の第3種地区
 大仙公園の特別なゾーン（エリア2）